

平成 21 年 3 月 24 日

津幡町監査委員様

津幡町職員措置請求書

津幡町町長及び議長に対する措置請求書

1 請求の要旨

- (1) 政務調査費は「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部を交付する」ための補助金である。これまで全国的に政務調査費は、その趣旨とは裏腹に、議員報酬とは別枠の手当として認識されてきた傾向があったが、現在、使途の不透明さを排除する動きが加速しており、新潟県上越市など一部の自治体では市役所の市政情報コーナーやインターネットを利用して、政務調査費収支報告書・領収書及び関係書類・視察報告書（抜粋）の写しを誰もが閲覧可能になっている。津幡町の議会政務調査費の交付に関する条例（以下条例という。）第 9 条では、議員に収支報告書に証拠書類の写し（以下領収書という。）の添付を義務付けている。金銭、とりわけ公金の支払いを示す証拠書類は、領収書及び領収書の受領が困難な場合に認められる、その他の支払いがあったことを示す証拠書類でなくてはならないことは社会の常識であり、議員が自分で記した「支払証明書」だけではなんら支払いがあった事実の証拠書類とはなりえない。領収書の添付されていない公金の支出は不当な支出である。
- (2) 津幡町の条例が領収書添付を義務付けていることは、平成 19 年 10 月 19 日付朝日新聞、同年 11 月 20 日付北國新聞の報道記事によっても裏づけられている。とりわけ北國新聞では、平成 13 年の条例制定時から 1 円以上の領収書添付を義務付けた先進自治体と報じられている。
- (3) ところが、請求人等（以下「市民グループ風」という。）が、公文書公開請求を行い、非公開通知に対する異議申し立てを行った過程で、議長も町長も、条例文に領収書と明記されていないことを理由に、条例は領収書添付を義務付けていないと主張していることが明らかになった。これらの主張は、平成 19 年 11 月 7 日の議会運営委員会で協議され了承された内容に沿って行われている。
- (4) 平成 20 年 2 月 8 日、NHK テレビ「デジタル百万石」は、県内市町村の領収書添付義務付け状況を一覽で報じた。その中で津幡町は領収書を義務付けていない自治体と報じられた。この報道が、津幡町議会事務局に取材、確認の上なされたことを、「市民グループ風」は確認している。
- (5) また、つばた議会だより No.105 には、町長は領収書添付を義務化していないと答弁したと記されている。

(6) 「市民グループ風」は、「平成15年度、16年度、17年度、18年度、19年度、政務調査費を使用して行った視察、研修の報告書」、「平成15年度、16年度、17年度、18年度、19年度、支払証明書に記載された弁当、茶菓子、ジュースを提供して行われた町政報告会（勉強会、会議）の開催を証明する文書（案内状、チラシ等）の公開請求を行ったが、いずれも「行政情報を所有しない。」との回答であった。このことによって、政務調査費を使って行われたとされる視察、研修、町政報告会等の支出を証明する「その他の証拠書類」も一切提出されていないことが明らかになった。

(7) (3)～(6)の事実により、現在津幡町においては、議員が自分で記入した「支払証明書」のみが、条例で義務付けられた証拠書類とされ、政務調査費の支払や支出を客観的に証明する領収書及びその他の証拠書類が何一つ添付されていないことが明らかになった。

(8) 「市民グループ風」は、津幡町の条例を遵守し、条例で義務付けられた証拠書類（領収書）を添付している複数の前、現議員が存在することも確認している。従って津幡町の議員には、条例で義務付けられた証拠書類（領収書）を添付している議員と、添付していない議員の二通りの議員が存在していることになる。

(9) 「市民グループ風」は、議員が自分で記入した「支払証明書」の記載事項を点検した。その結果、「支払証明書」と領収書の照合や使途の検証は、議長によっても町長によっても行われず、一部の議員が、後援会行事等の私的経費に多額の公金を支出することを、黙認していることが明らかになった。以下その具体的事例について記す。

① ■■■■■議員は議長経験者であり、平成15年度～18年度（以下、年度の記述において平成を省略。）は議員選出の町監査委員の職にあった。15年度から19年度の間、町政報告会、勉強会、会費として志友会、■■■■■商店に対し601,500円を政務調査費から支出したとしているが、後援会経費への私的流用であり不当な支出である。また15年度、16年度、調査研究費としてジャーニーグリーン会（支払証明書記載の原文のまま）に84,600円、17年度、20日会当日会費20,000円を20日会に、19年度、県政研修会費5,000円を飛翔会に研修費として支出しているが、これらも津幡町政の調査、研究に関連のない不当な支出である。また「証拠書類」とされる自分で記入した支払証明書についても、15年度4月分には支払証明書すら添付されず、17年度会議費には、日付なしの同志会勉強会32,400円が、支払先無記入のまま記載されている。さらに、18年度分についても、年度末3月31日日付で1年分の志友会町政報告会146,400円を■■■■■商店に支出する等、支払の事実の有無そのものを強く疑わせる杜撰な会計処理を永年行っている。19年度4月分に4月6日開催町政報告として支払先不記入で25,200円お茶、お菓子代を支出しているが、後援会あるいは選挙関連の支出を強く疑わせる不当な支出である。これらは議員の政務調査費の支出を議長も町長も何ら検証していないことを示す事例であり、かつ、全て不当な支出である。

② ■■■■■議員は17年度、18年度議長、19年度より議員選出の監査委員、議会運営委員の職にある。17年度、「日本人事録」購入代金147,000円を資料購入費として支出しているが、議

員の調査、研究のために必要な書籍ではなく不当な支出である。15年度、政治座談会講師料として30,000円を支払先無記入で、16年度、18年度、19年度それぞれ60,000円、90,000円、50,000円、計200,000円を前県議に町政勉強会講師料として支出しているが、講師料に名を借りた寄付行為と強く疑われる不当な支出である。前県議がよく出席するのは、町議の新年会、忘年会等の後援会行事であり、その他の町政勉強会の弁当代等15,000円も後援会行事への支出であり不当な支出である。19年度、研修会費として5,000円、飛翔会に支出されているがこれも不当な支出である。

- ③ 議員は議長経験者であり、19年度より議会運営委員の職にある。18年度、会議費として弁当代28,750円、資料印刷費5,200円を支出しているが、平成18年3月21日の弁当代、飲み物代13,000円、18年3月25日資料印刷費5,200円は17年度度分の支出である。前年度の支出を翌年度の政務調査費として請求することは条例に反する違法な行為である。また、15年4月10日菓子代5,250円を、15年4月1ヶ月の政務調査費ではなく、15年5月以降11ヶ月の政務調査費の中で処理している。これら二つの事例は議長も町長も、議員の政務調査費を何ら検証していないことを端的に示す事例である。又、15年度～18年度の間、会議費、研修費として弁当代305,925円支出しているが、必ず弁当代が出される会議は、社会通念を大きく逸脱するものであり不当な支出である。15年度、研修費として講演会講師謝礼、茶菓子代13,500円を、また18年度あいさつ、マナーについて（支払証明書原文のまま）の講師謝礼として25,000円を研修費として支出しているが、津幡町政の調査、研究に必要な研修ではなく不当な支出である。16年度、ニュースウイクリー（支払証明書原文のまま）購入費として16,000円を株式会社阪急に支出しているが、津幡町政の調査、研究に必要な書籍ではなく不当な支出である。さらに19年度4月分食料費36,502円を会議費として支出しているが、選挙関連を強く疑わせる不当な支出である。

- ④ 議員は議長経験者であり、19年度より総務常任委員長、議会運営委員の職にある。17年度の収支報告書に記載された政務調査費の収入は300,954円と記載されているが、議員に支給される政務調査費は年額300,000円の筈である。このことは、議員に支給される政務調査費について議長も町長も何ら検証していないことを示す端的な事例である。15年度、支持者連絡会茶菓子代5,250円、演劇の観劇料6,000円、ゲートボール審判講習会費4,000円、心の電話賛助金3,000円、法話会費1,200円、河北潟生産組合婦人部研修会13,000円、京都観光10,000円等私的経費への流用が数多くあるにもかかわらず、まったく検証されていない。これらは全て不当な支出である。16年度、自民党政経セミナーに20,000円、自民党講演会に10,000円、研修費として支出しているが、政党への寄付行為であり違法な支出である。また、河北潟生産出荷組合の研修費5,000円も私的経費であり不当な支出である。17年度、こころの電話講演料10,000円、講演会6,000円、河北潟生産組合講習会5,000円、同じく愛知県知多半島師崎（支払証明書原文の俣）15,000円、同婦人部総会7,000円も不当な支出である。18年度、インクカートリッジ代68,850円を事務費として支出しているが、私的流用が強く疑われる不当な支出である。19年度、産組合連合婦人部（支払証明書原文の俣）研修会8,000円、飛翔会研究会5,000円を研修費として支出しているが不当な支出である。

- ⑤ 議員は 15 年度、16 年度の議長であり、19 年度より議会運営委員長の職にある。議長在籍時の 15 年度、5 月以降 11 ヶ月分の政務調査費は、275,000 円のはずであるが、収入も支出も 292,500 円と記入されている。また同年度日本人事録を 20,000 円で購入しているが、人事ジャーナル社発行の日本人事録に 20,000 円のものはない。議長も町長も政務調査費を何一つ検証していないことを端的に示す事例であり不当な支出である。又、町政報告会等に弁当代等として 15 年度 99,100 円、16 年度 55,597 円、17 年度 13,000 円を会議費として支出しているが、後援会関連の支出を強く疑わせる不当な支出である。
- ⑥ 議員は 19 年度より議長の職にある。15 年度と 18 年度に電子辞典をそれぞれ 27,300 円、52,000 円で購入しているが不当な支出である。17 年度講師謝礼 70,000 円、16 年度弁当代 65,000 円、講師謝礼 30,000 円の支出も後援会関連行事への私的流用であり不当な支出である。
- ⑦ 議員は 19 年度より文教福祉常任委員長と議会運営委員の職にある。16 年度、心の電話研修として 30,000 円支出しているが不当な支出である。
- ⑧ 議員は 19 年度より副議長の職にある。17 年度、文教福祉常任委員会視察に 10,000 円を政務調査費より支出しているが、議会の委員会の行政視察は、交通費、宿泊費、食事代等、全額公費で賄われており不当な支出である。

2 議員に支給される政務調査費は、津幡町政の調査、研究に資するための助成金であり、その用途について厳格に限定されることは勿論、透明性の確保が強く求められることは当然である。そのことは平成 12 年 5 月 23 日の参議院地方行政・警察委員会における法案の提案説明の中で、自由民主党斉藤斗志二衆議院議員がはっきりと述べている。1 の (9) の①～⑧で指摘したように、多額の公金が不当に支出されているにもかかわらず、議長、町長は何ら検証することなく事態を放任している。このような事態を放置することは、公金の不当流用を助長し、不正使用の温床となりかねず、その結果津幡町民が多額の金銭的被害をこうむることは明らかである。よって「市民グループ風」は、以下の措置を講ずることを求める。

(1) 1 の (9) の①～⑧の違法、不当な支出のある 8 名の議員に対して、条例で義務付けられた証拠書類（領収書）を添付しているか否かを確認し、8 名の議員が条例で義務付けられた証拠書類（領収書）を添付していない場合には、改めて 8 名の議員に添付を勧告し、8 名の議員がその勧告に応じない場合は、町長に対し、過去 5 年度にわたって 8 名の議員に交付された政務調査費の全額 11,650,221 円を町に返還することを求めるよう勧告することを求める。8 名の議員が勧告に応じ、条例で義務付けられた証拠書類（領収書）の添付に応じた場合には、8 名の議員の支払証明書と領収書を照合の上、領収書のない支出、領収書の宛名に議員名が明記されていない支出について、町長に対し町に返還することを求めるよう勧告することを求める。

(2) その他の政務調査費の交付を受けた議員については、条例で義務付けられた証拠書類（領収

書)を添付しているか否かを確認し、添付していない議員には、(1)と同様の措置をとることを求める。

- (3) 町長に対し、1の(9)の①～⑧の不当な支出の町への返還を求めるよう勧告することを求める。
- (4) 条例は、議長が町長に送付する収支報告書に証拠書類(領収書)の写しの添付を義務付けしているが、遵守されていない。公金の交付に関する法令の遵守の徹底を、議長及び町長に勧告することを求める。
- (5) 政務調査費の支出の透明性を確保するため、政務調査費を使っての視察、研修、町政報告会、町政勉強会等の復命書の添付を議長及び町長に勧告することを求める。
- (6) 条例及び津幡町議会政務調査費の交付に関する規則は、議員と議長に過去5年度分の証拠書類(領収書)の保存を義務付けている。又、津幡町民は、公職にある議員、議長、町長が法令を遵守することを前提に政務調査費の交付を認めているのであり、法令が遵守されていないことが明らかな以上、監査請求対象期間は、議員及び議長が領収書の保存を義務付けられている過去5年度分とすることを求める。

地方自治法第242条第1項の規定により、別添事実証明書類を添え、必要な措置を請求する。

請求人

津幡町・市民グループ「風」

石川県河北郡津幡町

石川県河北郡津幡町

石川県河北郡津幡町

石川県河北郡津幡町

石川県河北郡津幡町

石川県河北郡津幡町

事実証明書類

- 1 8名の議員の平成15年度、16年度、17年度、18年度、19年度政務調査費の収支報告書、支払証明書の写し
- 2 津幡町議会政務調査費の交付に関する条例、規則
- 3 条例改正後の金沢市議会及び内灘町議会政務調査費の交付に関する条例
- 4 平成19年10月19日付朝日新聞、同年11月20日付北国新聞の報道記事
- 5 平成19年11月7日 津幡町議会運営委員会の会議録
- 6 公文書公開及び、非公開通知書8通
- 7 つばた議会だよりNo.105、議会だよりつばた（79号）
- 8 異議申し立てに対する答申通知2通
- 9 判例（名古屋高裁金沢支部）
- 10 政務調査費の使途基準（内規）政務調査費に充てることができない経費